【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第百九十八条の五　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十二条の四、第四十三条の二第一項若しくは第二項又は第四十三条の三の規定に違反したとき。

二　第五十二条第一項、第五十三条第二項、第六十条の八第一項又は第六十六条の二十第一項の規定による業務の停止の処分（第三十条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十四条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置（役員の解任の命令を除く。）、第七十九条の六の規定による停止若しくは措置、第百五十二条第一項（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十三条の二の規定による変更、禁止若しくは措置、第百五十五条の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止、第百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

四　第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第百九十八条の五　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融商品取引業者等、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会若しくは第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会、金融商品取引所、第八十五条第一項に規定する自主規制法人、金融商品取引所持株会社、外国金融商品取引所、金融商品取引清算機関若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は金融商品取引業者若しくは金融商品仲介業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十二条の四、第四十三条の二第一項若しくは第二項又は第四十三条の三の規定に違反したとき。

二　第五十二条第一項、第五十三条第二項、第六十条の八第一項又は第六十六条の二十第一項の規定による業務の停止の処分（第三十条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十四条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置（役員の解任の命令を除く。）、第七十九条の六の規定による停止若しくは措置、第百五十二条第一項（第百五十三条の四において準用する場合を含む。）の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十三条の二の規定による変更、禁止若しくは措置、第百五十五条の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止、第百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

四　第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

（改正前）

第百九十八条の四　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は証券仲介業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十七条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第五十六条第一項、第五十六条の二第二項又は第六十六条の十八第一項の規定による業務の停止の処分（第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十二条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十五条の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止、第百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

四　第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】

（改正後）

第百九十八条の四　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券仲介業者、証券業協会、証券取引所、証券取引所持株会社、外国証券取引所、証券取引清算機関若しくは証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者又は証券仲介業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十七条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第五十六条第一項、第五十六条の二第二項又は第六十六条の十八第一項の規定による業務の停止の処分（第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十二条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十五条の十第一項の規定による停止、変更若しくは禁止、第百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

四　第百六条の二十八第三項の規定に違反したとき。

（改正前）

第百九十八条の四　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十七条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分（第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十五条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

（四　新設）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百九十八条の四　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所、証券取引清算機関又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十七条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分（第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十五条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置、第百五十六条の十七第二項の規定による停止又は第百五十六条の三十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

（改正前）

第百九十八条の四　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十七条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分（第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項の規定による停止若しくは禁止、第百五十五条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置又は第百五十六条の十一第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百九十八条の四　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十七条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分（第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項　の規定による停止若しくは禁止、第百五十五条第一項の規定による停止、変更、禁止若しくは措置又は第百五十六条の十一第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

（改正前）

第百九十八条の四　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十七条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分（第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十一第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】 （改正なし）

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百九十八条の四　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、金融機関、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四十七条（第六十五条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

二　第五十六条第一項又は第五十六条の二第二項の規定による業務の停止の処分（第二十九条第一項の認可に係る業務の停止の処分を除く。）に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十一第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

（改正前）

第百九十八条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

二　第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】

（改正後）

第百九十八条の三　次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした証券会社、証券業協会、証券取引所又は証券金融会社の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第二十九条第一項の規定により付した条件に違反したとき。

二　第三十五条第一項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

三　第七十九条の十三第一項若しくは第百五十五条第一項の規定による停止若しくは禁止又は第百五十六条の十二第一項の規定による停止の処分に違反したとき。

（改正前）

（新設）